

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

地域福祉を取り巻く動向

我が国はかつて、地域の相互扶助や家族同士の助けあいなどによって、生活の様々な場面において暮らしが支えられていました。しかし、高度経済成長を経て、都市化、核家族化、共働きの増加、社会の価値観の変化などにより、家族のもつ助けあいの機能や地域のつながりは低下してきました。

こうしたなかで、社会保障制度は、社会の変化に応じて、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替してきました。高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られてきています。

こうした取組にも関わらず、我が国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。同時に、地域や家庭、職場の支えあいの基盤も弱まってきています。高齢者世帯や独居世帯のみならず、地域から孤立し、必要な社会的資源につながっていない人が多くなってきています。これにともなって様々な課題が絡みあって複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースや、既存の支援制度では対応が困難なケースが増加してきています。他方で、人口減少に伴い、支援の担い手の高齢化や減少が指摘されています。

このような背景から、地域における新たなつながりを再構築することが求められています。民間・公共問わず、地域の様々な構成員が分野を超えてつながることで地域社会全体を支え、誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認めあい、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

国では、このような生活課題に対して、地域福祉の視点を取り入れた社会保障制度改革を進め、平成28年6月に「一億総活躍プラン」のなかで、「地域共生社会」の実現が提起されました。

PICKUP

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもので、「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の転換を目指すものです。

文京区では、地域福祉保健計画の中で、地域共生社会の実現について次のように記述しています

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラーなど、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

計画策定の目的

地域共生社会においては、地域住民や福祉関係者は、様々な地域生活課題を把握し、できる範囲での解決を図るとともに、必要に応じて支援を行う専門機関や行政機関などと連携して課題の解決に取り組むことが大切だとされています。

そのため、区市町村は、住民や地域関係団体などが地域福祉の様々な活動に積極的に参加できるよう支援する人材を配置すること、地域住民などが交流を図るための拠点を整備すること、地域住民等に対してセミナーなどを実施して関心を高めることが重要であるとされています。

このことに関して、これまで東京都は「地域福祉支援計画」を、文京区は「地域福祉保健計画」を策定していますが、このような公的な地域福祉に関する計画の策定とその推進とともに、住民自身が中心となって、積極的に地域共生社会の実現に向けて活動ができるようにするための計画も一層重要なっています。

本計画では、こうした政策的な背景とともに、「文京区地域福祉活動計画（平成28年度～平成31年度）」の成果と課題を踏まえた改定を行い、新たな時代に対応できる地域づくりを進めることにしました。

PICKUP

地域生活課題とは

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題です。（社会福祉法第4条第2項より抜粋）

地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、誰もが安心して暮らしていくような地域社会を目指して、地域住民や地域福祉関係者・関係団体など、その地域に住む人々が、自分たちの住む「まち」の課題を自分たちのものとして捉え、それらの地域課題を解決するための地域づくりに主体的に関わっていくための具体的な行動計画です。

文京区社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体です。

文京区社会福祉協議会（＝文社協）は、昭和27年（1952年）に設立し、昭和38年（1963年）に社会福祉法人の認可を受けました。

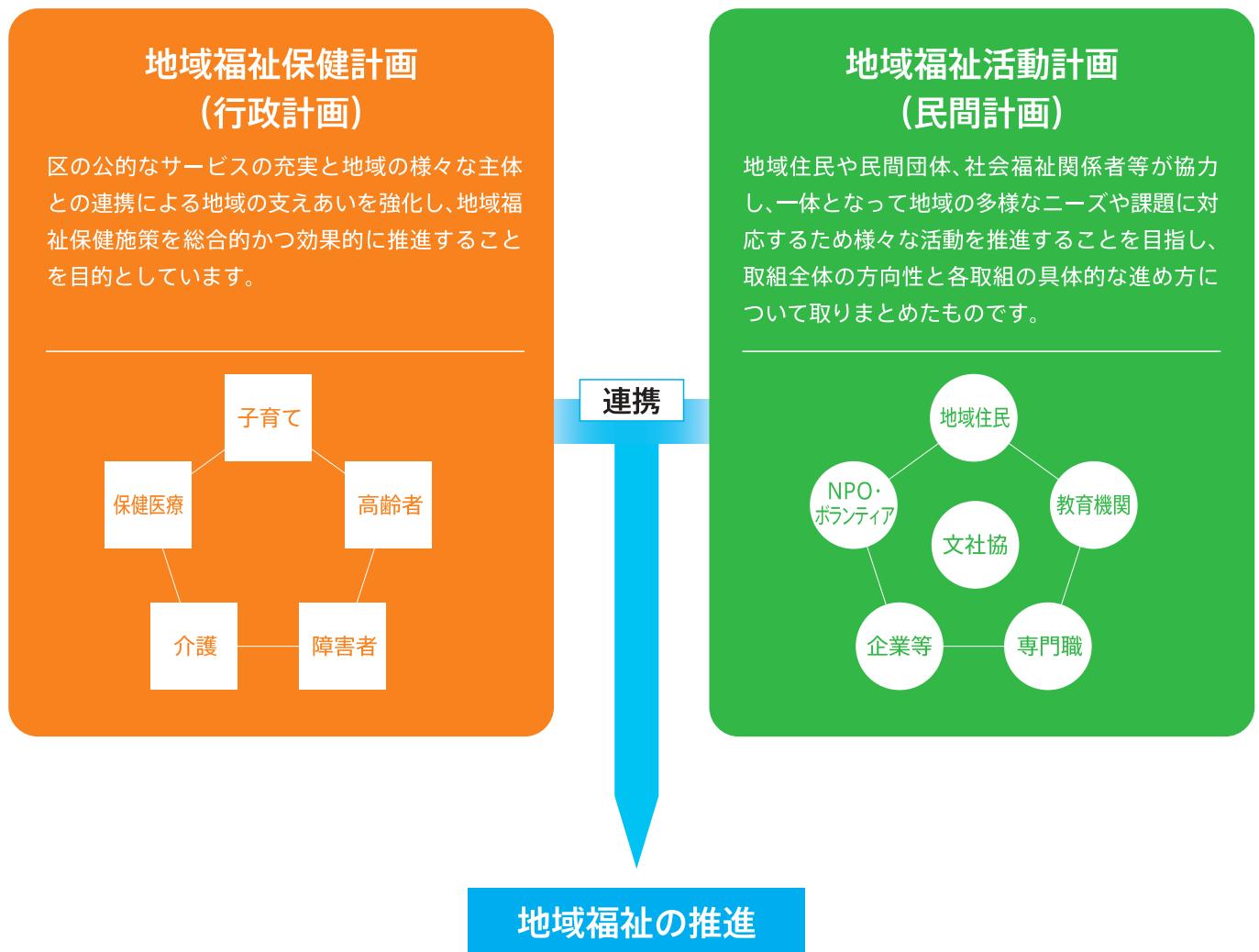
文社協は、「だれもが安心して住みつけられるまちづくり」のため、様々な事業を通じて、また地域の皆さんのが主体的に取り組み支えあえるまちづくりを、地域の皆さんをはじめ、民生委員・児童委員、行政、地域福祉関係者・関係団体等と一緒に進めています。

2 計画の位置付け

計画の位置付け

本計画は、文京区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である「文京区地域福祉保健計画」と連携した計画として策定します。行政計画である「地域福祉保健計画」と、地域住民をはじめとする地域の様々な活動主体の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」が相互に連携し、文京区全体で地域福祉を推進していきます。

【図1】 地域福祉保健計画との連携

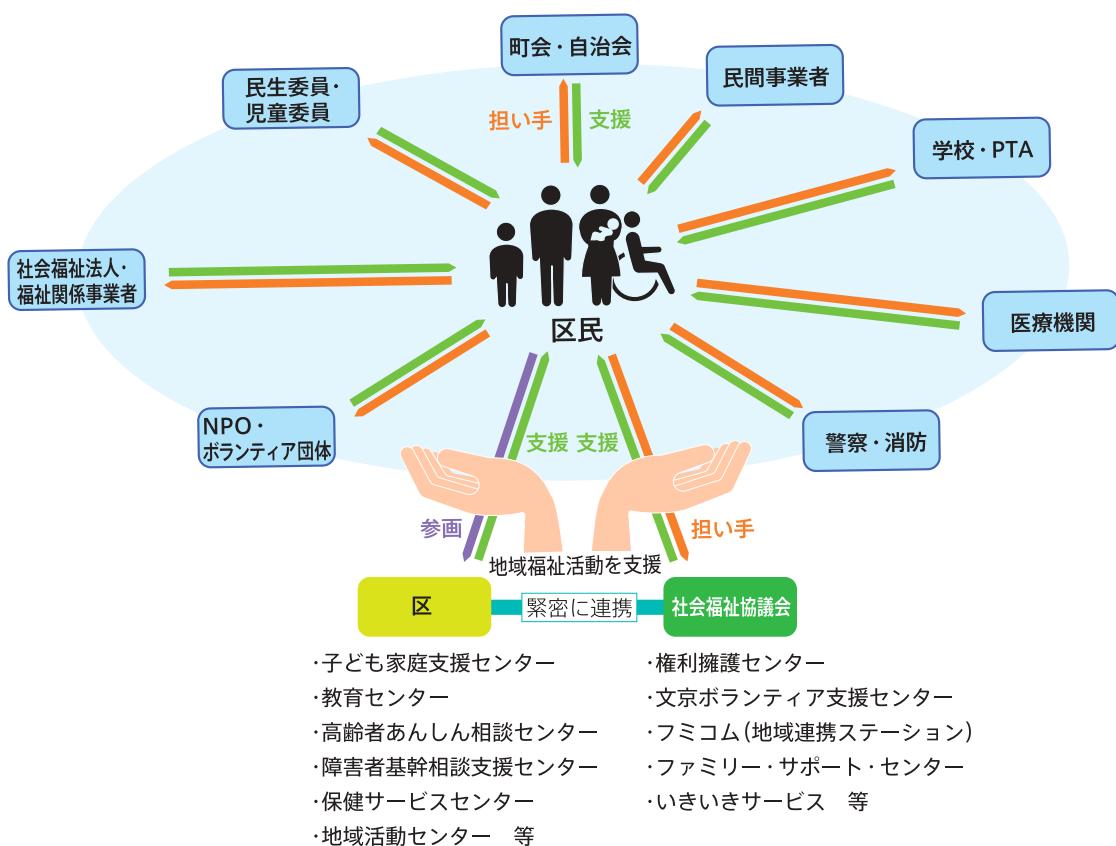


活動主体間の連携を推進し、地域の支えあいを推進

地域では、地域住民をはじめとした様々な活動主体が地域福祉の推進のために日々活動しています。本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な活動主体間の連携を推進するとともに、支援される人たちがときには支援する担い手として活躍するような地域の支えあいを推進していくことが大切です。

本計画の推進の主な担い手である地域住民、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会は、区と緊密に連携し、協働して地域の支えあいを推進します。

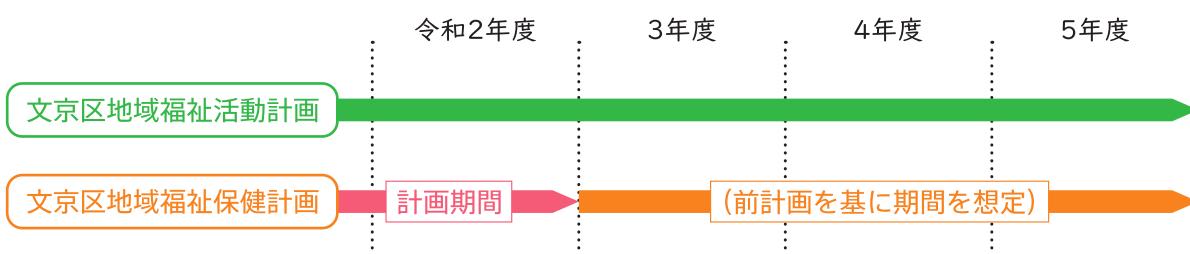
【図2】 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支えあいを推進



参考:文京区地域福祉保健計画(平成30年度～平成32年度)

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とします。



4 策定体制

(1) 地域福祉活動計画策定委員会・作業部会の設置

計画を改定するにあたり、内容の検討や住民の意見を反映し最終的な審議を諮る機関として、学識経験者、区民、関係団体等による20名の委員で構成する「文京区地域福祉活動計画策定委員会（以下：策定委員会）」と、横断的意見の調整を図るとともに、計画案を作成する機関として、策定委員会の8名の委員で構成する「文京区地域福祉活動計画策定委員会作業部会（以下：作業部会）」を設置しました。

(2) 職員プロジェクトチームの設置

文京区社会福祉協議会職員で構成し、現状と課題を把握するために必要な資料、データの収集を行うための「職員プロジェクトチーム」を設置しました。

(3) 意見募集の実施

地域の関係団体を対象としたアンケート調査やパブリックコメントを実施し、広く区民の声を計画に反映しました。

【図3】 策定体制

